

「ICA1966年協同組合原則」評註(2)

A Commentary on the ICA Cooperative Principles (II)

菅 沼 正 久
Masahisa Suganuma

目 次

- 序
- I 組合員
- II 民主的管理
- III 資本に対する利子
(以上前号)
- IV 剰余金処分
(以上本号)
- V 政治と宗教
- VI 事業運営
- VII 教育

補論

- 1. 協同組合原則と農協
- 2. 協同組合企業の資本運動

以上

IV 剰余金処分

19世紀後半以降の西欧における協同組合運動は、剰余金処分についての協同組合的特殊性を、それが実際上果す役割以上に過大に強調してきた。剰余金の組合員にたいする還元処分によって社会から搾取行為を根絶し、協同組合主義社会の到来が可能であるという論調である。これを批判する立場、例えばマルクス主義の協同組合理論も、実践の要求に応えた論究と比べて、剰余金の協同組合的処分形態批判に過大に重点を置く感があった。ここに協同組合理論発展上の不毛現象が出現したと云うことができる。

1966年のICA決議はどうであったか。決議の基本的論調は、旧来の論調である、剰余金の協同組合的処分形態の特異性を強調する傾向はいくらか緩和されたように見える。替って登場した新しい論調は、資本蓄積ないしは資本調達の見地から剰余金処分を論ずるようになったことである。

すなわち、剰余金から出資高配当部分を抽出して、出資金利子論を展開した。前章にみる如くである。つぎに残った剰余金部分について“剰余金

処分”を論じ、とくに内部留保とそれによる自己資本蓄積を重視し、利用高配当の重みを軽減する論調を展開した。本章の骨子は次の如くである。

1. 出資高配当原則の補足としての剰余金処分
2. 利用高配当原則の地盤沈下
3. 剰余金配当と価格政策の選択
4. 市場競争と配当政策の浮沈

第1 出資高配当原則の補足としての剰余金処分

「出資金に対して利子を支払う場合でも、その利子率は必ず厳格に制限されていなければならない。

「協同組合の事業運営によって剰余金が生じた場合でも、それは当該組合の組合員に帰属するものであって、他の組合員の犠牲においてある組合員が利益を受けることのないような方法で分配されなければならない。

その分配は組合員の議決によって次のように行なうことができる。

- (a) 協同組合の事業発展を図るための準備金
- (b) 共通サービスのための準備金
- (c) 組合員の利用高に比例した組合員への分配」。(決議「結論」)

「(本章、剰余金処分の検討の)一連の諸問題は、前章の補足をなすものである。生産における他の諸要素との関連での、出資金に対する公正な報酬の問題はすでに論じられた。残された問題は、組合活動から生じた剰余金を組合員にたいしどのようにして公正に分配するかということである」。

(評註)

一般の通念によると協同組合の剰余金は主として出資高配当、利用当配当によって配分され、一部、内部留保に充当されるもので、出資高配当は

独立して考察されるものではなく、剰余金処分の重要な一部をなす。ICA決議は狭義の剰余金処分を論じ（以下の叙述参照）、それは出資高配当の「補足」に当るとしている。

その出資高配当、ICA用語法では出資金利子は剰余金とは区別されるもので、それは「出資金にたいする公正の問題」という見地から衡量されなくてはならない。他方、出資高配当を除く、他の剰余金処分は「組合活動から生じた剰余金をどのようにして組合員に公正に配分するか」という問題にぞくする。こうした区別が妥当であるか。疑問である。

剰余金処分にさいして衡量さるべき問題は出資高配当と利用高配当との配分比率である。組合員の相互間の問題として云うと出資額少、利用量多の組合員と出資額多、利用量少の組合員を比較して、今後の協同組合発展策として剰余金配分の基準をどのように定めるかである。ICA決議はこれとはちがって、つまり組合員内部における二つの傾向の対比でなくて、協同組合企業と組合員とを対比して、剰余金処分を衡量しようとする立場をしめした。また、後述するように、利用高配当を制限して剰余金の内部留保を重視することに道を開くものでもあった。それは一種の資本蓄積策であり、前章の出資金利子、つまり出資高配当を通じて、剰余金処分を協同組合企業の資本蓄積の立場から決定しようとするものである。この立場からすると、剰余金は如何なる方法をとるにせよ組合員に返還するものであり、資本金は組合員醸出の出資金に依拠するものであるとする見地と対立することになる。

第2 利用高配当原則の地盤沈下

「剰余金をどのようにして組合員に公正に配分するか……。ここには解決しなければならない重要な二つの問題がある。すなわち、第1は組合員個々人の利益と組合員全体としての組合の利益の適正なバランスを見出すという問題であり、第2はある組合員と他の組合員との間に公正を期すという問題である。この問題の論議は過去において、協同組合から組合員が受ける金銭的利益と、株式会社が株主に分配する利益との類似性から生じた

誤解にもとづく不明確な用語が使用されたために、非常に混乱してきたのである。

「協同組合が組合員に与える経済的利益には多くの種類があり、その利益の受け方も環境のちがいでよってさまざまである。……

金銭、物品、サービスなどの形式。

短期や長期の利益。

集团的な受益や個人的な受益。

「剰余金がどれだけの額で、あるいはどれだけの割合で、どのような方法によって分配されるかについては、組合員は集団として全く自由な決定権をもっているし、またもつべきである。しかしそれを決定するまえに、もし組合の繁栄を望むならばどうしても無視できない二つの面からの配慮がある。その一つは事業面の配慮であり、もう一つは公正という点からの配慮である。前者を無視すると組合は経済的財政的困難に直面することになり、後者を無視すると組合内部に反目と不統一をひき起すことになる。

「いくつかの国の繁栄している協同組合において、著るしく目につく経済的利益は、決算が行なわれ、監査を受け、総会に提出された配当、分配案とともに承認された後に、一定の時期に組合員に支払われる現金による払い戻しあるいは利用高配当である。

この種の支払いはいしばしば“配当”と呼ばれているが、そのような呼称がそもそも混乱のもとになっている。なぜなら、これと同じ用語が株式会社の実務上、会社はその利益のうちから、株主に対して行なう支払いを意味する言葉として使われているからである。

この混乱からもう一つの混乱、すなわち金銭的配当の支払いが協同組合の目的であり、会社と同じようにその主たる目的なのだという混乱が引き起される。

協同組合で組合員に分配されるすべては、一つの異なったタイプの経済組織によって生みだされたものであり、株式会社の利用とはちがった、一連の事業活動の成果である。

このことを理解させるために、政治家、徴税当局はもとより、一般民衆や組合員大衆に教育してきた。にもかかわらず、第1は“利用高配当”の原則にはその組合が収益を定期的に配分する義務

がふくまれ、第2は配当率は組合の経営効率を示す、最も信頼のおける指標だという、誤まった考え方が残っている。

この誤まった見解は、つぎの三つの周知の事実によってくつがえされた。第1は協同組合には分配できる程の多くのマージンが残らない。……第2の事実、事業運営の慎重を期して、とりわけ組合の経営状態がいく分困難になっている時、一般経済事情が不安定な時、組合の全財源を使うほどの新規事業を計画している時などに、純利益の全部ないし大部分を内部留保するか、あるいは資本化することがあるということである。剰余金の資本化はつねに協同組合の、とくに連合組織の商業的發展や工業的發展の強力な要素となってきた。第3の事実、協同組合はしばしば剰余金の一部を、すべての組合員が利用することのできる共同施設に使うことがあるということである。

(評註)

協同組合企業において剰余金が生じた場合、これを如何に公正に分配するか。これはあいまいにすることのできない重要な問題である。公正な分配について解決すべき問題の第1は組合員各個人の利益と組合員全体としての組合の利益の適正なバランスを見いだすことである。組合の利益がはたして組合員総体の利益と等しいかどうかは議論の余地があるが、例えば組合員各人への配分と組合内部留保とのあいだに適正なバランスを確保することは、確かに重要である。また組合員相互間において、例えば出資金少、利用高多の組合員と、出資金多、利用高少の組合員との間で、剰余金配分上、利用高配当と出資高配当との間に公正な配分比率を定めることも重要である。

I C A 決議は剰余金配分に関する二つの問題について、配当という用語に由来した混乱があったことを指摘している。その混乱とは、決議の主旨から察すると、株式会社の株主配当とひき比べて協同組合における出資高配当の必然を説いたことにあるようである。そのような事実があったとすると、確かに問題である。なぜなら前章にみるように、出資金に対し「利子を支払うべきである」という協同組合原則は存在しない」からである。

もう一つの混乱は株式会社と同じく、協同組合

において、金銭的配当が目的に転化したこと由来するものであった。これも確かな混乱であろう。

しかし前記二つの問題に立ち帰るならば、剰余金の分配において、「組合員各個人の利益と組合員全体の利益の適正なバランス」ということはあり得ない。すなわち、剰余金は一義的に組合員各個人に配分されるもので、組合に内部留保されるものではないからである。けだし、資本蓄積は出資金に依拠するもので剰余金の処分に直接に依拠すべきではないからである。強いて云えば組合員への配当の出資金振替に頼るという迂回の方法が残されているだけである。

そうであれば剰余金の公正な分配に関する問題は、組合員相互間の公正という問題だけとなる。ちなみに「配当」という用語に由来する混乱が指摘されたが、株式会社における「株主に対して行なう支払い」という意味では、協同組合では出資高配当がそれに相当する。わが国の農協はその配当率を明記して最高限度を規制している。したがってこれに関する混乱はない。混乱があるとすれば利用高配当に由来するものとなるが、利用高配当は協同組合に固有するもので、株式会社にはあり得ない。したがって株式会社の株主配当と「同一の用語」にぞくするとしても、配当という用語に由来する混乱は通例発生しないとみるべきであろう。

I C A 決議の特徴は利用高配当にたいする批判的ないし否定的傾向である。例えば配当用語に由来する混乱説にしても、出資高配当は前章にみる如く「資本に対する利子」として区別しているから、混乱をひき起す配当は専ら利用高配当となる。その配当、主として利用高配当に対比して強調されるのが剰余金の内部留保である。

その剰余金の内部留保にしても単純に是認されるものでなく、協同組合企業の資本蓄積は出資金増成に依拠するという立場に立てば否定されるものである。その場合、当該の剰余金はまず出資高配当、利用高配当の形式で組合員に配分され、組合員の所得として吸収されたのち、組合員の意志行為として出資金が増成されるものであろう。

I C A 決議は剰余金処分についてつぎの二点への留意をもとめている。「その一つは事業面からの配慮であり、もう一つは公正という点での配慮

である。もし前者を無視すると、組合は経済的財政的困難に直面することになり、後者を無視すると組合内部に反目と不統一をもたらすことになる。」

この二点の留意は上述のバランス、公正の二問題と類似している。したがってなるべく重複を避けて評論するならば、論点は云うところの「経済的財政的困難」を緩和するための剰余金処分であり、具体的には剰余金の内部留保である。原則という観点から云えば、協同組合企業運営上の経済的困難は、剰余金の内部留保という資本蓄積策に訴えるべきものでなく、組合員の出資金増成という努力に依存すべきものであろう。

I C A 決議は直接的に剰余金の内部留保と結びつけて利用高配当を批判した。これは1966年 I C A 決議の際立った特徴である。その主張を要約すると次の如くである。すなわち、第1に、利用高配当というその“配当”は株式会社と「同一の用語」であって混乱の原因をなす。第2にそこからもう一つの混乱、金銭配当の支払いは株式会社と同じく、協同組合の目的をなすという混乱が生まれる。そして第3に利用高配当原則には利益の定期的配分の義務が含まれるとか、配当率の高さが組合の経営効率を表わす指標をなすとか云った「誤まった見解」が生まれた。しかし、第4に、その「誤まった見解」は次の三つの事実によって、覆えられた。マージンの低率、利益の内部留保、剰余金の共同施設への投入などによる財源の枯渇。

利用高配当そのものに関する二つの「混乱」現象は、決議起草者の見識の粗雑さを現わしているように見える。利用高配当は協同組合企業に固有の分配方式であって、株式会社に「同一の用語」はない。また、利用高配当に関する限り、利用行為の結果を反映するものであって、それから「金銭配当の支払いは協同組合の目的である」などという見解の生まれる余地はない。これらは事実によって容易に説明されることである。しかし、そうした単純明解な事実を超えて、利用高配当に関する中傷的解説が加えられるということは、I C A 決議のしめす協同組合原則において、利用高配当原則の地盤沈下が著しいということであろう。

利用高配当原則の地盤沈下傾向と対比して、剰余金の内部留保、資本化の措置は I C A 決議において協同組合原則の一つに挙げられるまでに、そ

の地位が向上した。さきに紹介したように、剰余金を「協同組合の事業発展を図るための準備金」として留保し、蓄積することが協同組合原則の一項に加えられた。そしてこの新原則はある種の状況下では「純利益の全部ないし大部分を留保ないし資本化することがある。剰余金の資本化はつねに、協同組合の、とくに連合組織の商業的発展、工業的発展の強力な要素となってきた」。

わが国協同組合の1960年代以降の経験によると、剰余金の内部留保の傾向が強まったことは事実であるが、その「全部ないし大部分」が留保されるまでにはなっていない。つまり I C A 決議が付与している程には、剰余金の内部留保措置の地位は高くない。しかし、それが一つの時代的傾向となったことは事実である。これは主として市場競争の激化する条件下での協同組合企業の傾向をしめすものであり、自己資本に占める出資金の比重の低下、内部留保資本の比重の向上の程度に応じて、協同組合の企業体としての自立化の傾向が強まったことを現わすと云える。しかし企業間競争の激化が協同組合企業に、剰余金の内部留保とは対立する別の政策、すなわち配当政策の強化の傾向を生んだのも事実である。

第3 剰余金配当と価格政策の選択

「剰余金を分配すべきか否か、分配するとすればどのような方法によるべきか」ということは、協同組合運動の歴史を通じて、つねに協同組合人の心の中に提起されてきた問題である。ロッチデール以前の英国の協同組合運動においては理論的には協同組合の剰余金は分配されずに内部蓄積されて、自立自存の共同体の発展に貢献するために、組合の資本に組み入れるとされてきた。しかし、実際には組合員に剰余金を分配することが広く行なわれてきた。……

ロッチデールの先駆者たちは同じ問題に直面した時……多数の組合員の支持を得るためには、組合は組合員に若干の目先の利益ないしは手近な利益を与えるという有力な理由から配当を行うと決定した。……

「分配する、それも利用高に応じて分配するという先駆者たちの決定は、実はそれに先行する他

格政策に関する決定にもとづくものであった。彼らは仕入価格や諸費用を正確に予測することは困難または不可能であったので、原価で販売するよりも、管理面から云っても容易であり簡単でもあった市価で購買品を販売した。組合員が購入したその品物に対して、その仕入価格以上に店舗で支払った分を、利用高に応じて定期的に払い戻す方法を選んだ。

「ロッチデールの方法を採り入れた他のいくつかの国では、利用高配当は低下することになるが、市価よりはやや安い価格で販売するという“積極的”な価格政策を採用して、組合員にその場で利益を与える方向に修正するという傾向の生じたことも重要である。

「この配当制度に関して多くの慣習や約束が育ち、実際上の適用の面において、多かれ少なかれ意味深い修正が加えられている事実に注目しなければならない。

その一つは配当率を固定化ないしは標準化さえする傾向である。一方の組合員の側では、時として個人ないし家族の経済のために、一定の配当を当てにしたり、日常的な支出の一部に充てるために配当を予定したりする。

他方、協同組合の経営者の側も一定率の配当を予算化し、価格計算の中に組み入れようとする傾向がある。かくて実際にはこの制度は逆さまなものとなる。

「いずれの場合にも、配当率と所定の決算期間における事業成果との相応関係は破壊され、一定の配当率を維持するために、その純益を上回ってまで配当を支払おうとし、積立金や事業拡張基金などを取り崩したりしてまで、定率配当を維持しようとする危険が生じた。このような誘惑は競争の圧力によってますます増加するが、これに対しては経営健全化のため終始懸命に抵抗しなければならない」。

(評註)

協同組合がその剰余金の処分にあって、それを内部留保して資本に転化するか、出資高、利用

高いいずれかに準じて配当として組合員に配分するか。この選択には歴史的経過があった。内部留保の志向が強く働らいたにもかかわらず、実際上は組合員にたいする配当として処分されることが多かったのはそれが正道であったからであろう。企業としての協同組合における資本蓄積は何よりもまず組合員の出資金醸出に依存すべきである。協同組合の出資金は単なる貨幣資本の集積量でなく、その集積量に表現される勤労者＝組合員の組織の広がりや強固さをしめすものである。貨幣資本という物質関係と表裏をなす勤労者の人間関係を忘れることができない。

I C A 決議はロッチデールの先駆者が剰余金の処分にさいして「多数の組合員の支持を得るために、組合は組合員に若干の目先の利益ないし手近な利益を与えるという有力な理由から配当を行なう」と決定した故事を紹介している。正当な判断である。蛇足として付け加えるならば「多数の組合員の支持を得るために」、一方で剰余金の基本的部分を組合員に配分するとするならば、他方では全く同様の意味において組合員に出資金の醸出を仰がなくてはならない。

協同組合原則の見地からみて利用高配当原則が重要であり、高い地位にあるのは、これは株式会社には存在しない、協同組合企業に固有の原則であるからである。また、利用高配当は単なる分配領域の原則ではなくて、価格政策、利子政策と強い関連をもち、事業運営上積極的役割を發揮するからである。

市価主義をとるか実費主義（価格上、仕入れ価格に事業費用を加えて販売価格とするもので、利潤を含まない）をとるかは、協同組合運営上の核心の選択である。そして利用高配当原則は市価主義と結びついた剰余金分配原則であることは周知の如くである。

ロッチデール組合の先駆者たちは市価主義を採り、仕入価格と小売価格の差益部分、通常、「商業利用」とみなされている金額に由来する剰余金を、その各個人の利用高に応じて組合員に分配した。「払い戻し」とも云われる分配である。

市価主義は同業の商人の反発を受けることなく、協同組合事業伸長の一つの価格政策である。実費主義はそうした反発を招くが、同業競争の商人と

対抗して勤労者にとってより有利な価格を提供し、協同組合事業の影響を拡大するのに役立つ。実費主義は価格上の割引きに似た価格であり、決算を待たないで、決算期に剰余金となる金額を以て「組合員にその場で利益を与える」方式である。

市価主義、実費主義のいずれにせよ、価額は基本的に自由競争価格であって、剰余金の高は仕入価格と小売価格の差益として決まる。しかしICA決議が指摘するように「配当率を固定化ないしは標準化さえする傾向」が出現した。これは所与の価格のもとで、その価格が許容する剰余金が配当として分配されるという、従来の状況の変化をしめす。そして「一定率の配当を予算化し、価格計算の中に組み入れようとする傾向」、つまり例えば仕入れ価格に通常の事業費用のほか、配当相当額を加算して小売価格を定めようとする傾向である。

しかし、これはあくまで傾向にとどまるものであって、一般的な現実となるものではない。なぜなら一般的に協同組合の計算価格が実現する条件があることは考えられないからである。したがって、協同組合原則の観点から関心がもたれることは、「配当率と所定の決算期間における事業成果との相応関係」の解消、つまり事業成果との関連なしに配当を必要とする事態である。そしてこの事態は「一定の配当率を維持せんがために、その純利益を上回ってまで配当を支払おうとし、積立金や事業拡張基金などを取り崩したりしてまで、高率配当を維持しようとする危険」をもたらすものである。

これは本末転倒の事態であるが、こうした事態の原因は何か。それは「競争の圧力」であり、企業間の市場競争であるとされている。したがってこの場合の配当は配当一般ではなくて、競争の強化、販売力の強化に結びつくような配当、つまり利用高配当である。

ところでこうした性格の配当率（この場合は販売高にたいする事業推進費としての配当の割合）の引き上げ要求は、まず第一に協同組合の価格競争力の低下につれて強まるであろう。第二にそれは協同組合の商業的企業としての成熟につれて強まるであろう。

わが国の協同組合の経験によると、利用高配当

が協同組合企業の競争力を強化するものであるのか疑わしい。かりにICA決議の指摘する如くであるとすると、利用高配当率の引き上げ要求が協同組合の競争力を強化すると云う事態は、協同組合事業発展の新局面をしめす。

すなわち、協同組合事業の強さは、その創設、発展のある段階においては、勤労者の組合員としての高い自覚、事業活動への結集の所産であった。しかし配当率の引き上げによる競争の強化は新段階の到来を意味するものであろう。すなわち、新段階の特徴は協同組合事業の強さが、組合員の自覚と結集という組織力の発現に由来した段階と異なり、協同組合の企業体＝資本力の強さに由来するように変わったことである。この場合、協同組合の盛況はひきつづき勤労者の大衆的経済組織体の盛況ではあるが、その勤労者の組織的結合の関係が、企業体＝資本力の強さに媒介されるように変わったことに着目すべきであろう。この意味において協同組合が「競争の圧力」にたいして配当率の引き上げを以て対抗するに至った事態はけっして単純ではない。

第4 市場競争と配当政策の浮沈

「協同組合はまた、組合員を協同組合店舗に執着させる力となっている配当制度に対する競争者たちの対抗策にも直面する。……この対抗策は割引き、割戻し、奨励金などの目につき易い形をとる。これが現金ないし現金に相当するもので行なわれると、組合員が年度末あるいは半年後の期末まで待たねばならぬ配当金よりもずっと有利であるかのように見える。したがって協同組合はこうした勧誘をしりぞけるために、例えば購買時の割引きか、決算期に公表の配当金かの選択権を組合員に与えるという、若干の譲歩を余儀なくされるのをしばしば経験してきた。

「協同組合経済における配当制度の役割と重要性が、経済的社会的諸条件の変化に応じて変る傾向のあること、とくにそれが産業発達が進んだ国において著しい。今日これらの国では競争が激しく、協同組合が伝統的に取組んできた事業の各分野におけるマージンの減少、労働の需要増とイン

フレ的諸要素によるコスト高などの総合的な結果として配当率も減少傾向を示している。……

配当の重要性も組合員の評価において軽減化
割戻金の効力の減退
品質や陳列方法の影響力の向上

「協同組合の資金自賄いにおける配当制度の重要性も変化する。特定の新規事業における追加資金の醸出を求めるとか、組合員への割戻金の一部を資本として組合に長期間にわたり留保するため、組合が新規の方法、例えばスウェーデン消費組合の家族貯金制度のような方法で、資金自賄いを推進する特殊な手段を採用しない限り、組合員は自分たちの割戻金を出資金勘定に繰り入れる場合、以前ほど多くの部分を組合に残さなくなっている。

「同じような変化が、協同組合が伝統的に純利益の中から資金を提供していた、社会的教育的サービスおよびリクリエーションサービスにおいても、それがより広範で効果的な国家の社会福祉制度ならびに教育制度に置き換えられるにつれて看取されるはずである。

このことは必ずしも個人的支出を超えた集团的支出の有利性が、協同組合経済の中での重要性を失なったことを意味しない。とくに文化面において、新しい習慣や生活様式から新しい可能性が生み出されるにつれて、剰余金の配分目的も時とともに変化することを示すにすぎない。

しかし、こうした変化は剰余金処分の形態上の変化を意味するにすぎず、本質は変らない。それは、協同組合の発展を維持するための準備金、共通サービスのための基金、利用高に応じた組合員への配当である。……過去1世紀以上にわたって、最も公平で便利な方法であると認められてきた、利用高による配当というこの原則を変更する必要はない。

(評註)

協同組合企業が入り込む市場競争の核心は価格競争である。協同組合に対する「競争者たちの対抗策」も帰するところは価格問題である。ICA決議は「この対抗策は割引き、割戻し、奨励金な

どの目につき易い形をとる」としているが、これらの剰余金配分の諸形態にしても、その源泉は価格競争の所産である。云いかえると、配当制度そのものが、価格競争を超えて単独で、競争と対抗の具に供されることはあり得ない。

現代資本主義経済における競走の核心は価格競争であるが、価格競争はまた、市場流通改革を通じて、流通経路の短縮と流通費用の節約を促進する。他方、競争による流通費用の節約＝企業の差益利潤の減少に対比して、企業の合理化がおくれ、支出の節約がおくれるという局面においては協同組合をふくむ商業企業の剰余金は減少する傾向におち入る。その結果、ICA決議の指摘するように「配当率も減少傾向を示す」。これは当然、顧客吸収策の手段としての「配当制度の役割と重要性」の低下に連がる。したがって、ICA決議が指摘する「配当制度の役割と重要性」の変化の傾向も現代資本主義経済のもとでの傾向として理解する必要がある。

協同組合の資金蓄積における配当制度の役割の変調は、協同組合の企業的成熟の所産とみるべきであろう。わが国の農協において、1960年代～70年代に普及した回転出資金制度を代表例とする配当金（出資高配当と利用高配当）の出資金振替え制度は、今日一つの転機を迎えた。配当金の振替え出資方式は準備積立金としての内部留保と並ぶ剰余金を財源とする資本蓄積の双壁をなす。しかし現在この双壁が崩れて、資本蓄積方式としては内部留保方式が主要な方式となりつつある。

他方、蓄積資本の投下、運用面での変化も指摘される。「個人的支出を超えた集团的支出の有利性」はいぜんとして協同組合経済において重要性をもっている。日常生活、冠婚葬祭、障害者や高齢者などの福祉施設など、生活の社会化分野における、協同組合の資本投下は今後ますます重要性を増すであろう。

協同組合は19世紀から20世紀にいたる時代に、主として商業経済の分野で発達した。商業、流通の分野において協同組合は「個人的支出を超えた集团的支出の有利性」が作用する場面で資本を投下し、施設を取得して、生活と生産の一定程度の社会化を促進した。20世紀末から21世紀初頭にいたる時代の転換期において、過去1世紀らしいの伝

統的な事業と施設はひきつづき維持されるであろう。しかし、生活福祉といった協同組合形態の資本制企業が最適の分野で、新たに発展し、協同組合の面目を一新することも可能である。

第5 補論 協同組合における利益処分

協同組合的形態、株式会社の形態、いずれの企業形態においても、資本制企業としては基本的には利益処分の方法は資本調達の方法もしくは資本蓄積方法を反映する。したがって利益処分の方法については資本調達原則の観点からの考察も必要である。ICA決議のこの問題についての主張と、それにかんする私見は以下の如くである。

- (1) 「資金自賄ない方式」は協同組合の「自立、自主性」の保証であった。しかし、現代の「競争の圧力のもとで、構造改革をはかり、設備を近代化するという要請」に応えるためには変更せざるを得ない。資金調達方法は多様となり、それにつれて出資金の地位も変化し、資金調達の一部をなすだけのものとなった。
- (2) 資金調達の事情が変化するにつれて、出資金の性質も変り、その配当が定率化す傾向を生じた。出資金配当は剰余金の一部をなすものから、資本調達のコストに近い性質に変化した。
- (3) 他人資本の導入につれて、その資本利子は事業の財務費用として計算される要素となった。
- (4) 総じて利用高配当原則の地位が低下した。ICA決議は「利用高配当にかんする誤解」を解くという論調を提起したが、この論調が利用高配当原則の地位を低下させたことは否定できない。また「配当の固定化、コスト化」現象を指摘し、そうした現象を批判したが、それは利用高配当を否定する結果を招いている。
- (5) 利用高配当は協同組合における剰余金処分の重要な特徴をなす原則である。しかし、この配当制度が協同組合にたいする「競争者たちの対抗策」を招くと云う、ICA決議の主張は当たらない。なぜなら、競争は一般的に、また、基本的に価格競争だからである。価格競争を超えて、配当制度が市場競争の具となることはない。

第6 補論 競争経済と協同組合企業の成熟

ICAの1966年決議のしめす協同組合原則は、市場競争の条件のもとで、協同組合が企業体として成熟した段階における原則をしめしたものである。この原則は例えば1937年バリ大会の制定した伝統的協同組合原則を多くの面で訂正した。例えば、剰余金処分の一形態である出資高配当を「資本に対する利子」と呼び、資本のコストとしての利子に転化させた如くである。以下、若干の考察を加えたい。

〔I〕競争経済と協同組合

本来、協同組合は資本主義競争経済に対抗する勤労者の協同経済組織として生まれた。競争経済とは個別企業相互間の競争であるが、個別企業はその企業間競争をつうじて総体の資本主義経済として勤労者と対立するものであった。協同組合が勤労者の協同経済組織として存立する限りでは、勤労者とともに総体としての資本主義経済に無条件的に対立した。しかし、企業体としての成熟をとげる、つまり協同組合形態の資本制企業として成熟するにつれて、その対立は無条件的なものではなくなった。なぜならば、協同組合と云えども企業としては協同組合形態の資本制企業であり、資本制企業であるからには総体の資本主義経済の構成員であり、その限りにおいて勤労者と対立するからである。

協同組合は協同組合形態の資本制企業であり、その意味で特殊な企業である。協同組合企業が特殊であるというのは、出資が利用と結合し、出資者であることは利用者と分ち難く結合しているからである。そこに資本制企業ではあるが、出資者であることを介して利用者と一定の組織関係を保持する条件がある。そしてこの事情は協同組合企業が市場競争において、顧客と特殊な直接的結合の関係を保持することを通じて優位に立つべく作用する。

そこに一つの転倒が準備される。協同組合はその草創期においては、協同組合の経済力量は直接に、勤労者の組合員としての結合の拡がりや強固さに由来した。協同組合における組合員組織は、その意味で勤労者の自立的な協同経済組織であっ

た。

しかし、協同組合が企業として成熟するにつれまた個別企業として企業間競争に伍するようになるにつれて、組合員組織の機能も変化する。組合員組織、あるいは勤労者の組織的な結合は、総会＝最高の議決機関や、理事、監事の選出などの手続において主要な役割をはたす。しかし、その反面では協同組合の企業的成熟につれて、組合員組織は企業による顧客の組織化の手段としての性格に転化するかも知れない。企業的成熟とは協同組合がその個別企業、個別資本としての力量を以て競争に対処するようになったことであり、その資本としての力量のなかに組合員組織も編入されるようになることである。

〔Ⅱ〕協同組合経営と利用高配当

I C A 決議は剰余金処分にかんする協同組合原則の論述の結論として、つぎのように述べた。

「過去1世紀以上にわたって、最も公平で最も便利な方法であるとして認められてきた利用高による配当というこの原則を変更する必要はない」。この結論は妥当である。しかし、この1世紀の間に、剰余金処分における利用高配当の地位に大きな変化の生じたことも認めなければならない。

利用高配当は協同組合の草創期においては、出資高配当、労働高配当と並ぶ剰余金の処分形態の一つであった。この場合、組合員は出資者として、事業労務の提供者として、また事業利用者としてそれぞれの側面において、剰余金の形成と実現に貢献したという認識があり、その認識にもとづいて貢献に応じた剰余金の配分が行なわれたのである。こうした認識と配分の基礎には協同組合において「資本は必要なる悪」という資本観、あるいは「資本を使って働らく労働」観のあったことに留意しておきたい。

現代においては利用高配当の地位は変化し、出資高配当、準備積立金の内部留保と並ぶ剰余金の処分形態の一つとなった。変化は労働高配当が消えて、内部留保が登場したところに象徴されている。内部留保によって蓄積された自己資本は、組合員の個人的持ち分に帰属しない資本であり、協同組合的所有、つまり法人所有の資本である。この資本が機能の過程でもとめる「人格化」は単純

に組合員の選任による組合員代表としての理事ではなく、しばしば非組合員の学識経験者理事である。それは、この種の資本が個人的持ち分に帰属しない点で組合員から乖離していることにより、またしばしば非組合員の学識経験理事に「人格化」されることにより、企業体としての自立化の傾向を現わす。

I C A 決議によると、この剰余金の内部留保はしばしば利用高配当と対立するとされている。すなわち、「純利益の全部ないし大部分を留保し資本化することがある」ために利用高配当の原則が貫徹し得ないのである。これは、現代の協同組合においては、剰余金の処分において、組合員にたいする利用高配当にたいし、内部留保、資本化の地位が高まったことを示唆するものであろう。

〔Ⅲ〕「組合員全体としての組合」という説

これは剰余金の処分における「組合員個々人の利益と組合員全体としての組合の利益の適正なバランス」の叙述にみる概念である。単純に理解すると、「組合員全体としての組合」とは不可分割の有機体としての組合員集団である。こう考えるのが常識であろう。この意味では協同組合は労働組合と共通する側面をもっている。それと同時に、協同組合は労働組合とちがって、資本制企業である。したがって「組合員全体としての組合」には、組合員集団と協同組合的企業の二つの側面のあること、しかも近年、協同組合企業の側面が組合員集団の側面と比べて強化されていることに留意したい。

I C A 決議の特徴の一つは、いくつかの協同組合原則について、企業経営原則として明確にしたことであろう。まず、「組合員」の章では、協同組合を二元論的に解釈し、「組合の立場と組合員の立場」の相互補完的關係の存在を指摘し、そこから協同組合企業の相対的自立性を説き、さらにその「非組合員との取引」の不可避性を原則のレベルで承認した。

「民主的管理」の章では、協同組合においても「事業単位が大規模なものへ、より集約的なものへと発展する傾向」が作用することを指摘した。これは協同組合の組合員組織規模が企業経営規模によって規定されること、云いかえると企業経営の

発展法則が協同組合の発展に影響を与えること、を明らかにしたものである。しかも、「組合業務の規模拡大と複雑化は、組合員だけでなく総代の能力でも如何ともし難いものである」ことを承認したのである。

つぎに「資本に対する利子」の章ではICA決議はロッチデールの先駆者の当時、すでに「二本立ての資金自賄い方式」の習慣が成立していたことを指摘することによって、「準備金や組合の固定資産の減価償却積立金の形」などの内部留保の意義を強調した。この内部留保による資本蓄積は、個人持ち分なき自己資本、協同組合的所有とも云うべき自己資本の形成を意味するもので、そのこと自体、協同組合が単純に「組合員全体としての組合」ではなく、組合員の総和とは別の個体として存在することをしめすものである。すでに紹介したように、ICA決議は組合員出資金とは別の自己資本、「個々の組合員が持ち分請求権をもたない準備金や特別基金といった形態での組合の自己資本」の蓄積を承認し、それを資本構成上の「主要な範疇」の一つとみる協同組合原則を提唱したのである。

ICA決議の各章にみる「組合員全体としての組合」にかんする叙述は、おおむね上述の如くである。これを協同組合の進化の各局面としてみるならば、その草創期の状況としては、それは組合員の協同組合的総体としての存在である。あるいは自然人の単純な総和と云ってもよい。しかしこの状況においてすでに、資本関係を随伴している。「資本は必要な悪」と云ったり、あるいは「資本を使って働く労働」と云うが、この場合、協同組合において資本は副次的側面をなし、組合員の組織的結合が主要な側面をなす。しかし、協同組合はその経済的發展につれて、企業体としても成熟する。協同組合と云えども資本制企業の形態であり、資本主義の経済競争を回避することはできない。競争にうち勝ち、企業体としての存続をはかることなしには協同組合の経済的役割をはたすことができない。競争力を強化し、競争上、安定した地位を保持しなければならない。それは結局のところ、市場占有率を高めることである。

敢えて競争に対処し、市場占有率を高め、市場に安定した地位を得るための不可欠の条件は資本

力である。協同組合が企業体として成熟し、企業間競争に伍して、資本を強化するためには、伝統的な資本調達方法の訂正が不可避である。剰余金処分に内部留保が加わり、自己資本に他人資本導入が追加される。

こうした資本調達、資本蓄積における新局面はまた、剰余金処分上の新問題を生むことになる。まず第1に、剰余金処分において、内部留保、資本化と組合員配当との軽重選択に直面する。内部留保の割合が次第に高まり、剰余金処分によめる組合員配当の割合が低下する。これは企業体の資本調達策としては必然の傾向であるとしても、剰余金処分策としては重大な変化であり、組合員配当に表現される、協同組合と組合員の関係からみても重大な変化である。

剰余金の処分方策のうえでの重大な変化とみるのは、そこに企業経営上の蓄積性向が表現され、協同組合の企業体としての成熟が鮮明に露出されるからである。協同組合と組合員の関係のうえでの重大な変化とみるのは、かつて協同組合の存立の一義的な基礎をなした組合、組合員関係と並んで、新たに成熟した企業体という基礎の登場をしめたからである。

企業体一般としては企業間競争の優劣を決するのは資本規模であるとしても、協同組合企業にはそれに固有の競争力がある。それは顧客としての組合員との間の組織上の結合である。云うまでもなく組合員は協同組合企業の単なる顧客ではない。すなわち、協同組合自己資本の基本的金額をしめる出資金の提供者であり、形式的には最高議決機関の総会の構成員である。しかし、協同組合の企業体としての成熟につれて、協同組合と組合員の組織的結合の関係は、その性質が変化し、協同組合企業が他の競争企業を排除して、独占的にその購買力を占有するための、企業と顧客の関係に似たものになる。この組合員=顧客の関係は、協同組合企業の有力な競争条件である。云うまでもなく協同組合における組織関係は、形式上、組合員が主人公であることをしめすものであり、また、その形式に重要な意義があるのである。この基本に変化がないとしても、他方ではその組織関係が企業間競争における優位を約束する条件として機能するに至ったこと、強調して云えば組織関係の

転倒が進んだという事実について留意すべきであろう。

〔IV〕協同組合的所有

協同組合は勤労者の個人経済に立脚し、消費手段、小商品経済の生産手段の私有制を基礎とするものであるが、協同組合経済においては私的な資本所有を制限する制度を制定し、資本所有の社会化を促進する制度を内在させている。協同組合それ自体としては、貨幣資本を現物資本に転化し、資本と賃労働の両極を内包する経営形態をとっている。その限りでは資本制企業であるが、株式会社形態と区別される協同組合形態の企業である。

協同組合経済における私的資本所有の制限制度。

- (1) 組合員の結合関係における自然人原理の資本所有原理にたいする優位。これは諸会議の運営における持ち株高表決権の否定、一人一票制の表決権に表現されている。
- (2) 最高出資額の制限および支配株取得の禁止。協同組合は勤労者の大衆の経済組織であり、信用、購買、販売および施設利用のいずれを問わず、組合員による組合利用を目的とする。ICAが協同組合事業を「資本を使って働らく労働」と規定したのも、この目的に由来する。したがって出資金はつねに組合員による利用と結びつくものであって、資本流通一般の法則にしたがうものではない。利用と結びついた出資金を別に表現すれば、最高出資額の制限や支配株取得の禁止の原則となる。
- (3) 出資金所有権の非譲渡性。出資金所有権、つまり出資証券が売買に供され、証券に取引価格が発生するとすれば、出資行為が組合事業利用行為と乖離することを意味し、出資証券が“配当請求権元本”の表示に転化したことを意味する。これは総じて出資金の擬制資本への転化、それに伴う現物資本の機能資本への転化を意味する。したがって、出資金所有権の譲渡禁止は上述の事態のすべてを否定したことを意味する。

出資金所有権の譲渡禁止は、出資＝資本醸出と利用＝資本運用の一体的関係、貨幣資本と現物資本の結合の関係に由来するものである。この場合、出資者組合員はその醸出した貨幣資本

を、利用者組合員の立場において、現物資本への投下を決定する。現物資本への投下、運用は、当然、決定に参加した「組合員全体」の必要を充足するためのものである。ここに、資本所有における私的要素の制限が、資本運用における私的要素＝利潤法則の作用を制限する関連をみることができる。

- (4) 出資高配当の制限、この原則を換言すると、利用高配当を優位とする原則であり、資本所有に対する事業利用の優位をなす。上述の3項の原則、制度がいわば量的規定であったのに対し出資高配当の制限はその対極に利用高配当優位が指定されるという、質的性格の規定である。
- (5) 役員選出における代表原理。協同組合の役員（理事、監事）は通常、総会において選出され、常任理事は理事の互選によって選出される、その場合、理事は出資金醸出の多寡や出資金額の過半数などの基準によって選出されるものではなく、理事、監事の任に耐えるという能力の基準により、また、組合員の意向をよく代表するという基準により、そして組合員大衆にたいする指導能力の基準によって選出される。協同組合が私的資本所有の作用を制限する制度において、役員選出の基準から出資金持ち分基準を排除した原則は重要である。
- (6) 事業の組合員への奉仕原則と員外利用制限。この原則は組合員の資本所有制限と直接に関係するものではないが、協同組合における資本および資本所有の性質に関する原則として重要である。すなわち、組合員の資本所有、出資金醸出は協同組合の組合員資格を取得するためであり、組合員として協同組合事業利用の資格を取得するためである。これを裏返してみると、協同組合における資本運用原則、つまり組合員の利用に供する事業に資本を投下するという原則をしめしたものである。このように資本の投下、運用が組合員の利用という目的に制限されていることは、組合員による資本所有が制限されることの前提であり基礎である。

協同組合経済における資本所有の社会化の傾向。協同組合の資本所有における私的要素の制限は、「組合員全体としての組合」に由来し、その二つ

の側面である組合員集団と協同組合的企業に由来する。競争経済の条件のもとでは、協同組合的企業の側面が企業間競争に対処して、資本所有の社会化の傾向を促進する。

- (1) 協同組合事業活動の社会化の傾向。企業間競争の核心は市場占有率の向上である。協同組合はその企業体＝個別資本の側面においては、競争企業としては特殊でなく、陰に陽に市場占有率の向上に努め、組合員、非組合員を問わず事業を拡大する。事業の員外利用制限の原則を超え、利用公開に向う。云うまでもなく協同組合企業の競争、市場占有率の向上は、協同組合に固有の特殊な手続き、組合員の獲得や協同組合合併などの手続きを随伴する。
- (2) 資本調達社会化。ICA決議の表現を借りるならば、現代は「あらゆる現代的な技術装備をそなえ、最大規模の設備をもつ資本主義的企業に対抗して進んでいかなければならない協同組合運動」の時代である。企業間競争に対処して、自己資本額を超過した資産、とくに固定資産の取得に迫られ、その超過分は他人資本の導入、例えば長期借入金の調達によって補充しなければならない。協同組合企業の資本調達は、組合員の醸出による出資金に依存するという、「自賄い方式」を超え、他人資本の導入という社会化に傾斜する。
- (3) 法人所有資本の蓄積。競争性の資産、とくに固定資産の先行的な取得に由来する資本不足が、一方で長期借入金などの他人資本導入をよび起したとすると、他方では剰余金の内部留保、資本化による自己資本の蓄積が進む。この内部留保の資本化によって造成された自己資本部分は、組合員の個人持ち分に帰属しない資本であって、協同組合法人の所有する資本である。個人持ち分に帰属しない資本の蓄積が進行したことは、協同組合の資本調達が私有制の枠をのり超えはじめたことであり、その意味で資本調達の社会化がはじまったのである。
- (4) 職業的経営者層の成長。企業間の市場競争の時代における協同組合の役員の特徴は、職業的経営者の群の堆積であり、指導者の後退と経営者の前進である。学識経験者理事をふくむ職業的経営者は、一般的に経営能力者であって、

組合員にたいし、また総会、理事会にたいし相対的に自立的な地位に立っている。この職業的経営者群は、協同組合組織の構成員でなく、したがって出資金持ち分の基礎を欠く存在である。しかし、彼らは個人持ち分なき自己資本部分＝剰余金の内部留保による資本を、道徳的に代表することができる。その意味で彼らは法人所有資本の「人格化」としての存在である。

- (5) 擬制資本化なき機能資本化。株式会社形態の資本制企業の特質は貨幣資本が株式制度を媒介にして、配当請求権元本としての擬制資本と、現物資本形態の機能資本とに分化することであった。協同組合形態の資本制企業においては、企業的成熟は資本制度のどのような展開をしめすか。協同組合においては、出資金醸出が多かれ少かれ組合利用と結合しているため、単純な擬制資本化は生じ得ない。しかし、擬制資本化の事態はあり得ないにもかかわらず、株式会社における現物資本形態の機能資本化に類似した事態は生ずる。云わば、擬制資本化なき跛行的な機能資本化の進行とも云うべき事態である。

そのような事態を招来するモメントは、第1は剰余金の内部留保、資本化であって、それが自己資本額の無視できぬ部分に達することである。第2は、その内部留保による蓄積資本の人格化であって、具体的には相対的な自立性を持ち、能力的に企業経営権を掌握した職業的経営者の存在である。この二つのモメントによって、協同組合企業においても、擬制資本への転化が生ずることなしに、株式会社企業と類似した機能資本化の傾向が進展する。